

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	保険年金課
委託業務名	保険年金課業務用プリンタ保守業務
委託業務場所	大津市御陵町 3 番 1 号
概要	下記対象機器の保守 ・ ページプリンタ XL-9322 10 台 ・ 拡張給紙ユニット-B XL-EF55MG 12 台 ・ プリンタ RAMモジュール 256MB XL-EM256MC 10 台
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
契約金額	1, 100, 880 円
契約の相手方	[所在地] 滋賀県大津市中央四丁目 5 番 3 3 号 [名称] 富士電機 ITソリューション株式会社 滋賀営業所
契約相手方の選定理由	当該業務は、令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで賃貸借契約にて保険年金課執務室内に導入し、期間満了後、無償譲渡となるプリンタについて、保守業務を委託するものである。富士電機 ITソリューション株式会社滋賀営業所は、リース開始時からの納入業者であり、機器保守も行っている。故障時の市民サービスへの影響を最小限にする必要があるため、本市が指示した機器仕様書の詳細を把握している当該事業者は迅速に保守を行える唯一の事業者である。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。